

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究代表者死亡等報告書

令和2年11月25日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

研究機関名 ○○大学

研究機関代表者 職・氏名 学長・○○ ○○

〔職印〕

機関番号

12345

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（特別推進研究）について、下記のとおり研究代表者が欠けましたので、研究代表者に代わり報告します。

記

1. 課題番号

15H01234

2. 研究課題名

○○の××に関する総合的研究

3. 研究代表者

氏名	○○ ○○
所属していた部局・職	○○研究科・教授
研究者番号	2012345

4. 交付決定額

	直接経費〔①〕	間接経費〔②〕	合計〔①+②〕	
国庫債務負担行為分	500,000,000 円	150,000,000 円	650,000,000 円	
年度別内訳	平成27年度	100,000,000 円	30,000,000 円	130,000,000 円
	平成28年度	100,000,000 円	30,000,000 円	130,000,000 円
	平成29年度	100,000,000 円	30,000,000 円	130,000,000 円
	平成30年度	100,000,000 円	30,000,000 円	130,000,000 円
	令和元年度	100,000,000 円	30,000,000 円	130,000,000 円
調整金等交付分（令和元年度）	10,000,000 円	3,000,000 円	13,000,000 円	

5. 使用状況

(1) 既受領額

		直接経費〔③〕	間接経費〔④〕	合計〔③+④〕
国庫債務負担行為分		400,000,000 円	120,000,000 円	520,000,000 円
年度別内訳	平成27年度	100,000,000 円	30,000,000 円	130,000,000 円
	平成28年度	100,000,000 円	30,000,000 円	130,000,000 円
	平成29年度	100,000,000 円	30,000,000 円	130,000,000 円
	平成30年度	100,000,000 円	30,000,000 円	130,000,000 円
	令和元年度	0 円	0 円	0 円
調整金等交付分(令和元年度)		10,000,000 円	3,000,000 円	13,000,000 円

※④については、②=「0」であれば「0」を記入

(2) 支出済額

		直接経費〔⑤〕	間接経費〔⑥〕	合計〔⑤+⑥〕
国庫債務負担行為分		360,000,000 円	108,000,000 円	468,000,000 円
年度別内訳	平成27年度	100,000,000 円	30,000,000 円	130,000,000 円
	平成28年度	100,000,000 円	30,000,000 円	130,000,000 円
	平成29年度	100,000,000 円	30,000,000 円	130,000,000 円
	平成30年度	60,000,000 円	18,000,000 円	78,000,000 円
	令和元年度	0 円	0 円	0 円
調整金等交付分(令和元年度)		0 円	0 円	0 円

※国庫債務負担行為分の「令和元年度」欄および「調整金等交付分(令和元年度)」欄の間接経費〔⑥〕は、⑤×30% (円未満切り捨て)

(3) 未使用額

		直接経費 ⑦〔③-⑤〕	間接経費 ⑧〔④-⑥〕	既返還額 ⑨	廃止に伴う 返還金額 ⑩〔⑦+⑧-⑨〕
国庫債務負担行為分		40,000,000 円	12,000,000 円	0 円	52,000,000 円
年度別内訳	平成27年度	0 円	0 円	0 円	0 円
	平成28年度	0 円	円	0 円	0 円
	平成29年度	0 円	0 円	0 円	0 円
	平成30年度	40,000,000 円	12,000,0000 円	0 円	52,000,000 円
	令和元年度	0 円	0 円	0 円	0 円
調整金等交付分 (令和元年度)		10,000,000 円	3,000,000 円	0 円	13,000,000 円

※⑨については、毎年度の実績報告書(CK-6-1)により、すでに日本学術振興会へ返還した金額をそれぞれ記入すること。

6. 研究代表者が欠けた年月日及び事由

令和 2 年 1 1 月 1 5 日、研究代表者の死亡のため。

7. 変更交付決定額

		直接経費〔⑤〕	間接経費〔⑥〕	合計〔⑤+⑥〕
国庫債務負担行為分		360,000,000 円	108,000,000 円	468,000,000 円
年度 別 内 訳	平成 2 7 年度	100,000,000 円	30,000,000 円	130,000,000 円
	平成 2 8 年度	100,000,000 円	30,000,000 円	130,000,000 円
	平成 2 9 年度	100,000,000 円	30,000,000 円	130,000,000 円
	平成 3 0 年度	60,000,00 円	18,000,000 円	78,000,000 円
	令和 元 年度	0 円	0 円	0 円
調整金等交付分 (令和 元 年度)		0 円	0 円	0 円

※本様式は、研究代表者が欠けた場合にのみ使用してください

様式 CK-5-2 [作成上の注意]

- この報告書は、研究代表者が欠けた場合に、研究機関代表者がA4判（縦長）・両面印刷で作成し提出すること。また、本様式の提出にあたっては、交付申請書の写を一部添付すること。その他、提出時に添付すべき書類は「様式提出時 添付書類一覧（特別推進研究用）」を参照すること。
繰越しの承認を受けた研究課題について本様式を提出する場合、最新の様式を用い、繰越分と当該年度分を合わせて1枚提出すること。国庫債務負担行為を導入していない補助金分と異なり、それぞれについて1枚ずつ提出する必要はない。
- 「研究機関名」欄および「研究機関代表者 職・氏名」欄には、研究代表者の所属していた研究機関名、研究機関代表者の職・氏名を記入すること。
- 「機関番号」欄には、研究代表者が所属していた研究機関の機関番号（5桁）を記入すること。
- 「1. 課題番号」欄には、交付決定通知書に記載の課題番号（8桁）を記入すること。
- 「2. 研究課題名」欄には、交付申請書に記載した研究課題名を記入すること。
- 「3. 研究代表者」欄には、研究代表者の氏名、所属していた部局・職を記入すること。また、「研究者番号」欄には、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の研究者情報に登録されている8桁の番号を記入すること。
- 「4. 交付決定額」欄には、交付決定通知書に記載の交付決定額をそれぞれ記入すること（間接経費交付決定額変更申請や調整金による次年度使用や前倒し使用を行うなど交付決定額を変更した場合には、変更後の交付決定額を記入すること。）
なお、間接経費の交付を受けていない場合は、この欄を含め全ての間接経費欄に「0」を記入すること。また、本年度に調整金等交付分の交付を受けていない場合は、調整金等交付分欄に「0」を記入すること。
- 「5. 使用状況」欄
 - ・共通事項
国庫債務負担行為分については補助事業開始年度からこの申請書の提出時までの累計額および各年度の内訳を、調整金等交付分については令和元年度の金額を記入すること。
なお、国庫債務負担行為分について繰越を行っている場合には、繰越額に係る各金額は繰越前の年度の内訳に含めて記入すること。（例、令和元年度から令和2年度に繰越を行っている場合には、繰越額は令和元年度欄の金額に含めて記入する。）
 - ・「（1）既受領額」欄
日本学術振興会から受領している金額（利子（預貯金利息）を除く。）をそれぞれ記入すること。
 - ・「（2）支出済額」欄
支出額（利子（預貯金利息）を除く。）をそれぞれ記入すること。
なお、間接経費の額は、直接経費の30%の金額（円未満を切り捨て）を記入すること。ただし、国庫債務負担行為分のうち前年度以前に受領した間接経費について、研究代表者又は研究分担者の所属する研究機関において、前年度までに間接経費の執行が終了している場合には、その額を含めた額を記入すること（必ずしも30%とはならない。）となるため、所属する研究機関に確認して記入すること。
 - ・「（3）未使用額」欄
「直接経費」欄および「間接経費」欄についてはそれぞれ、「（1）既受領額」欄と「（2）支出済額」欄の差額を記入すること。繰越を行っている場合には、繰越額のうち、繰越後から本申請書提出時まで使用できなかった金額のみ記入すること。
「既返還額」欄についてはそれぞれ、毎年度の実績報告書（様式CK-6-1）により、すでに日本学術振興会へ返還した金額をそれぞれ記入すること。
「廃止に伴う返還金額」欄についてはそれぞれ、「直接経費」欄と「間接経費」欄の合計額から「既返還額」を差し引いた金額（廃止に伴う日本学術振興会への返還額）を記入すること。

9. 「6. 研究代表者が欠けた年月日及び事由」欄には、研究代表者が欠けた年月日等を記入し、その具体的事由（死亡・失踪等で研究代表者が申請を行うことができない理由）を記入すること。
10. 「7. 変更交付決定額」欄には「5.（2）支出済額」欄の金額をそれぞれ記入すること（「5.（1）既受領額」欄の金額から「5.（3）未使用額」欄の「直接経費」欄と「間接経費」欄の合計額を差し引いた金額となる。）。
11. 利子（預貯金利息）や解約利息が生じた場合は、補助条件に定めたとおり機関に譲渡すること。